

ハイ！消費生活相談員です



警察官を名乗る電話に注意！！(2025年10月号)

警察官を名乗る不審な電話に関する相談が、全国の消費生活センターなどに多く寄せられています。

【事例】

スマホに警察官を名乗る人物から電話があり「あなたの銀行口座が資金洗浄に使われている。すでに逮捕した犯人があなたと共謀していると言っている。LINEのビデオ通話なら出頭せずに済む」などと言われてビデオ通話に誘導された。ビデオ通話で相手から警察手帳を見せられ「被害届が出ている」と言われた。相手に住所、電話番号、職業、銀行口座情報を伝え、運転免許証を提示した。長時間通話が続き、お金を振り込むよう言われたところで不審に思い電話を切った。

金銭的被害はないが、個人情報が悪用されないか心配。

【アドバイス】

・警察がLINEのトークやビデオ通話で連絡を取ることはありません。

・警察からと思われる電話であっても、所属や担当者名、電話番号、内線番号を聞いた上で、いったん電話を切り、自分で調べた警察署などへ相談しましょう。

・相手が自分の個人情報を知っていたとしても驚かず、簡単に信用しないようにしましょう。安易に個人情報を伝えてしまうと、取り消すことは不可能です。

警察だけでなく、NTTや大阪ガス、関西電力などを名乗って電話をしてくる場合もあります。慌てて相手の指示通りにしないで、いったん電話を切り、慎重に対応しましょう。

不安を感じたり、不審だと思ったら消費生活センターや警察へ相談しましょう。

消費生活に関するご相談は
草津市消費生活センターまで！

☎077-561-2353（直通）

または消費者ホットライン ☎188

（※最寄りの相談窓口につながります）

